

韓国における社会福祉施設評価について*

バイ ヨンジュン**, シン ミンジョン***

A Study on the Evaluation of Social Welfare Agencies in Korea

Bae Yong Jun**, Shin Min Jung***

はじめに

韓国において社会福祉施設の評価は、1998年の社会福祉事業法の改正によってその実施が義務化され、2001年まで国による財政支援を受けた社会福祉施設、すなわち、社会福祉館、障害者福祉館、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、女性福祉施設、精神療養施設、自活後見機関などに対する評価が行われた。

社会福祉施設に対する評価の目的は、施設に対する定期的な評価を通じて施設運営の効率性、透明性、専門性を確保すること、施設が自発的にサービス質の向上のために努めるように促すこと、施設利用者に対して施設選択に必要とされる情報の提供など、評価事業の実効性を高めることにある。評価対象になる施設は、社会福祉施設としての入所施設と利用施設であり、前者には児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、女性福祉施設、精神病患者療養施設、ホームレス福祉施設がある。後者には、総合社会福祉館、老人総合福祉館、障害者総合福祉館、保育所がある。評価の実施主体は、社会福祉施設に対する評価の公正性と専門性を保つために専門家グループによって構成される。

評価方法は、自主評価と現場評価、確認評価によって分けられる。1次評価としては自主評価が行われる。次に、2次評価には現場評価が実施される。最後に3次評価として確認評価が行われる。自主評価とは、評価対象になる施設が評価の実施主体になることで、評価対象施設別に評価指標によって自主的な評価を実施し、評価資料をインターネット上の評価資料入力サイトに記入する方式である。現場評価とは、市・道別の評価委員（3人1チーム）が評価の実施主体となり、自主評価結果をもとに評価対象施設に対する現場評価を実施する方式である。確認評価とは、保健福祉部による評価委託を受け、韓国社会福祉協議会が行う評価である。韓国社会福祉協議会により構成された評価チームが評価対象の施設を無作為抽出し、自

体及び現場評価の適正性についての確認評価を行う。

3次評価の確認評価が終わった後に、もし異議申請がある場合や、市・道別施設の平均点数が市・道の平均点数より高いもしくは低い施設の場合は、選別作業あるいは別の評価チームによる再評価を行う。ただ評価が不適切であると判断される場合、該当施設の評価チームが評価した施設全体を再評価することができる。ここでは、韓国の社会福祉施設の評価体制、評価の手続き、社会福祉施設評価の結果、その問題点と改善策について考察する。

1. 社会福祉施設の評価体制

評価体制については、社会福祉施設評価委員会と社会福祉施設評価の評価管理員に大別される。社会福祉施設の評価に関するすべての事項を審議議決する社会福祉施設評価委員会は保健福祉部に設置されており、社会福祉施設評価を統合的・専門的に計画し施行する評価管理員の役割は韓国社会福祉協議会が担う。

まず、社会福祉施設評価委員会は、評価指標を開発し評価を実施することだけでなく、多様な意見を求めるために学識経験者、専門家、市民団体、政府関連公務員など約50人によって構成される。その評価委員会は評価指標開発及び評価の全体的な企画、調整、総括業務を担当する総括委員会のもとに6つの生活施設分科（児童福祉分科、老人福祉分科、障害者福祉分科、婦人福祉分科、浮浪人福祉分科、精神療養福祉分科）と2つの利用施設分科（社会福祉館分科、障害者福祉館分科）に構成される。

次に、社会福祉施設評価の管理は、社会福祉協議会が、仮称・評価管理員としての役割を担っている。施設評価の管理のための構成員は、社会福祉界、社会福祉研究機関、社会福祉学界、医療専門家、会計専門家、施設利用者代表などによって構成される。施設種別評価による詳細事項を審議

* Received February 4, 2008

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科

*** 大邱産業情報大学 専任講師

するために各分野別の実務委員会を置くことができる。一方、施設評価調査員は、社会福祉関係の教授または韓国保健社会研究員1人、施設中間管理者（部長及び局長級）1人、関係公務員1人の3人が1チームを構成し、社会福祉施設及び社会

福祉機関に対する評価を行う。

評価内容は、保健福祉部の評価基準に従い、すべての施設種別に適用可能な“共通評価基準”と施設種別の特性を考慮した“個別評価基準”に分けられる。次の表は共通評価基準に対する指標である。

〈評価領域別共通評価指標〉

評価領域	評価項目	評価指標	資料及分析
環境の質	施設の設置地域	保健、衛生、給水、安全など 環境の快適性、交通の便宜性、住民の安全指導	関係資料及び評価紙
	施設の設計構造	建物の構造の適切性、トイレットの適切性、トイレットとお風呂の位置、家具と室内装飾の選択、居室の規模と配置、入所施設の使用の便宜性	関係資料及び評価紙
	施設の概観	外部の飾り、庭の管理状態、建物の整理の状態、補修及び維持状態、建物の安全検査と観察	関係書類及び評価紙
	施設の内部状態	今の家財状態、全般的な分息、今の個別性、施設飾りでの入居者の参加、室内空間の管理と活用、内部の飾りの修理及び点検状態	関係書類及び評価紙
	施設の設備	全般の設備の状態及び質、電話など通信施設、図書室及びゲームルーム、保健室設備、炊事及び調理設備、お風呂設備、相談室設備、相談室設備及び乾燥設備	関係書類及び評価紙
	施設の用件	施設の面積、階段及びエレベーターなど移動設備、建物の快適性、健康危険原因の除去、施設内外部の衛生状態給排水施設の状態、施設の管理状態	関係書類及び評価紙
	飲食の衛生	飲食供給及び管理状態、飲食保管管理、飲食準備と点検調理室の衛生状態、職員に対する飲食衛生に対する飲食衛生教育	関係書類及び評価紙
	施設安全管理	喫煙区域の管理、火災規則の遵守、施設設備の耐久性、特殊保護衣類及び装備使用、医療装備、非常時災害待避施設、安全管理の点検及び記録管理	関係書類及び評価紙
	生活環境管理	不愉快な臭いの有無、入居者のストレス水準、従事者のストレス水準、入居者家族の関与水準、安全性と安定性	関係書類及び評価紙
	地域社会統合	施設の効率または入居地の地域社会施設の活用、入居者の地域社会参加、住民利用の便宜性、地域社会の統合	関係書類及び評価紙
人材の質	職員の充員	職務分析と職務分析書、人事の機会平等、職員採用、給与と勤務条件など職員の人的事項記録、職員の配置基準遵守、専門的人材の確保	関係書類及び評価紙
	業務分担と委任	職務の適切性、職員指導と監督、指導監督に対する職員の反応、入居者中の業務確信、業務分担規定の有無	関係書類及び評価紙
	勤務環境	職員の退職率、長期疾病、退職者有無、従事者と入居者の関係、職員の入居者への言葉遣い、制裁措置、職員福祉厚生及び士気、職員の服務規定及び遵守、職員の不満処理、職員の懲戒手続き、職員の勤務交代	関係書類及び評価紙
	プログラムの理解	新任職員訓練、新任職員の修習期間の設定、新任職員の監督と支援、プログラムに対する情報提供、業務遂行と訓練欲求の検討、職員のプログラム関連会議の開催	関係書類及び評価紙

人材の質	教育訓練の実施	教育訓練に対する態度、姿勢訓練、参加式、教育訓練プログラム、外部専門家の招聘訓練、外部訓練参加、連関訓練人員、教育訓練の結果に対する評価	関係書類及び評価紙
------	---------	--	-----------

2. 評価の手続き

まず、市・道に必要とされる評価委員数（教授、施設従事者、公務員により構成）の2倍人数名簿を保健福祉部（委託機関）に提出し、その中から保健福祉部が市・道別、施設別交差評価などを考慮して最終評価委員を選定した結果を市・道に知らせる。その後、最終評価委員に選定された委員及び評価対象施設に対する評価の趣旨や評価の方向、評価指標など評価関連教育を実施して地方自治体公務員、施設長など現場の意見を最大限反映して客観的な評価指標を定める。特に評価指標を開発する場合は、既存研究により開発された指標を活用するが、委託機関で地方自治体、施設関連団体、評価対象施設などの意見を十分に反映して開発・修正・改善するようにする。

評価に対する結果を公開することを原則にしている。これは施設利用者に施設を選択する際の情報として提供するためであり、施設にとっては自発的なサービス質向上のために努力するようにするためである。

評価実施の主体別役割は、まず、保健福祉部（委託機関）は、評価指標の開発や改善を行い、評価委員を定め総合評価計画樹立及び中央確認評価（メタ評価）を実施する。また、評価結果の取りまとめや評価結果の活用計画を策定し、評価委員及び評価対象施設の教育及び広報などを行う。市・道の場合は、評価委員の推薦、評価対象施設の選定、評価委員の教育手当て及び評価手当て（交通・宿泊費包含）の支給、市・道の評価計画策定や施設の現場評価を実施する。また、評価指標の開発及び評価結果の活用に対する意見提示、評価結果によるインセンティブ提供など市・道の評価業務関連事業を総括する。

3. 韓国の社会福祉施設評価の結果

本格的な社会福祉施設評価は政府と公共機関により研究されてきて、最初に評価された対象は社会福祉館であった。すなわち、ソウル特別市が1996年と1997年にわたって社会福祉財政運営の透明性確保と事業実績による運営費を差等支援する目的に会計監査とともに運営評価を試みたことが始めてであった。その後1998年に改正社会福祉事業法及び施行規則に基づき、3年に1回以上社会福祉施

設に対する評価の実施が法定化された。

現在まで社会福祉施設評価の経過を見ると、1999年から2001年まで528カ所が1次評価されており、2002年から2004年まで1,186カ所を2次評価されている。3次評価は2005年から2007年までに行われ、現在、2005年と2006年度の評価は完了した状態である。

最近3年間の社会福祉施設評価の対象をよく見れば2005年には総249個施設として精神療養施設（55カ所）、社会復帰施設（74カ所）、宿無し福祉施設（37カ所）、障害人福祉館（83カ所）を評価したし、2006年には老人福祉施設（224カ所）、社会福祉館（261カ所）、老人福祉会館（72カ所）が評価された。第3次評価の最後の年度である2007年には児童福祉施設（273カ所）、障害者福祉施設（225カ所）が評価された。現在まで2005年と2006年の社会福祉施設評価に関する結果は発表された状態であるが、2007年度評価結果は、まだ発表されていない。最近3年間の保健福祉部の発表による福祉施設評価の結果は次のようである。

（1）2005年社会福祉施設評価結果

2005年度社会福祉施設評価の結果を先によく見れば第一、精神療養施設評価結果はガンフワ精神療養院、博愛院、光の村精神療養院、セグァン精神療養院、ソファ精神療養院、修養院、インセン精神療養院、済州精神療養院、チョンボン山精神療養院など総9カ所が4領域で優秀(A)等級を受けたし2002年評価結果対備全般的に少し向上した。

第二、社会復帰施設は2005年新規で評価を実施した施設として評価は大邱リハビリセンター、デソンリハビリセンター、デーディムト、我家1、テファセムソツヌンジブ、ひまわりハンズムなど総6カ所が4領域で優秀(A)等級を受けた。

第三、宿無し施設はヌルプルン自活の家、大邱市立希望院、聖書院、仁愛院、希望院、五旬節平和の村など総6カ所4領域で優秀(A)等級を受けたし2002年評価結果対備全般的に少し下落した状況であった。

第四、障害人福祉館は慶南障害者総合福祉館、ナムドン障害者総合福祉館、大邱障害者総合福祉館、済州島障害者総合福祉館など総4カ所が優秀(A)等級を受けたし、2002年評価結果対備全般的

に小幅上昇した状態であった。

①精神療養施設の評価結果

等級別 点数 評価領域	施設数(%)				備考
	不十分(D) (50点未満)	普通(C) (50点以上～ 70点未満)	良好(B) (70点以上～ 90点未満)	優秀(A) (90点以上)	
共通指標	4カ所(7.3)	44カ所(80.0)	7カ所(12.7)	—	
物理的環境	—	2カ所(3.6)	16カ所(29.1)	37カ所(67.3)	
組織運営及び 人事管理	—	10カ所(18.2)	31カ所(56.4)	14カ所(25.5)	
人権保護及び サービスの質	—	11カ所(20.0)	26カ所(47.3)	18カ所(32.7)	
地域社会関係 及び財政	3カ所(5.5)	9カ所(16.4)	22カ所(40.0)	21カ所(38.2)	

②社会復帰施設の評価結果

等級別 点数 評価領域	施設数(%)				備考
	不十分(D) (50点未満)	普通(C) (50点以上～ 70点未満)	良好(B) (70点以上～ 90点未満)	優秀(A) (90点以上)	
共通指標	5カ所(6.7)	43カ所(58.1)	26カ所(35.1)	—	
施設及び環境	—	2カ所(2.7)	34カ所(45.9)	38カ所(51.3)	
組織及び人材	1カ所(1.3)	10カ所(13.5)	43カ所(58.1)	20カ所(27.0)	
サービスの質	—	13カ所(17.6)	29カ所(39.2)	32カ所(43.2)	
地域社会関係 及び財政	1カ所(1.3)	8カ所(10.8)	39カ所(52.7)	26カ所(35.1)	

③ホームレス福祉センター

等級別 点数 評価領域	施設数(%)				備考
	不十分(D) (50点未満)	普通(C) (50点以上～ 70点未満)	良好(B) (70点以上～ 90点未満)	優秀(A) (90点以上)	
共通指標	3カ所(8.1)	21カ所(56.8)	13カ所(35.1)	—	
施設及び環境	—	6カ所(16.2)	9カ所(24.3)	22カ所(59.5)	
組織及び人材	1カ所(2.7)	4カ所(10.8)	24カ所(64.9)	8カ所(21.6)	
サービスの質	—	5カ所(13.5)	23カ所(62.2)	9カ所(24.3)	
地域社会関係 及び財政	3カ所(8.1)	7カ所(18.9)	15カ所(40.6)	12カ所(32.4)	

④障害者福祉館の評価結果

等級別 点数 評価領域	施設数(%)				備考
	不十分(D) (50点未満)	普通(C) (50点以上～ 70点未満)	良好(B) (70点以上～ 90点未満)	優秀(A) (90点以上)	
共通指標	4カ所(4.8)	35カ所(42.2)	43カ所(51.8)	1カ所(1.2)	
事業実績	9カ所(10.9)	26カ所(31.3)	42カ所(50.6)	6カ所(7.2)	
施設及び環境	—	1カ所(1.2)	6カ所(7.2)	76カ所(91.6)	
組織及び人材	—	—	30カ所(36.1)	53カ所(63.9)	
サービスの質	3カ所(3.6)	4カ所(4.9)	12カ所(14.5)	64カ所(77.1)	
地域社会関係 及び財政	1カ所(1.2)	3カ所(3.6)	12カ所(14.5)	67カ所(80.7)	

2005年の社会福祉施設評価を2002年の評価結果と比べて見ると、一般的に施設サービス水準は向上された。1999年以後2次にかけて実施された施設評価結果が反影されたことであると思われる。これに対しては、施設自ら質向上のために積極的に努力した結果であるという意見と、政府や自治体の機能補強費による施設環境の改善による効果であるという見方もある。

(2) 2006年社会福祉施設の評価結果

2006年度社会福祉施設評価の結果をよく見れば次のようである。

第一、年寄り福祉施設の場合、養老院、療養院など老人福祉施設・環境及びサービス質が非常に良好なことで現われた。このような結果は保健福祉部が1999年に初めて評価を実施した以後、施設と環境を改善し、継続的にサービスの水準向上のために努力した成果であることを明らかにするものである。

第二、社会福祉館は全体261カ所の中、平均点

数が78.09点で大体良好であることが明らかになった。社会福祉館全体の85%である222カ所の社会福祉館が優秀または良好であることが確認された。また6個領域すべて優秀等級を受けた施設も2カ所(釜山サジク総合社会福祉館、ホルト大邱総合社会福祉館)であった。6個領域の中で組織及び施設管理は優秀とか良好という評価を受けた施設・機関もあった。人的資源管理、プログラム、地域社会関係、財政領域等の評価は2003年と比べて少し落ちたことと思われる。

第三、老人福祉会館の場合、平均点数が69.95点でそのサービス内容が普通であると評価された。老人福祉会館全体の62.5%である45カ所は優秀または良好と評価されたが、50点未満の充分でないとして評価されたところも7カ所があって、その偏差が大きいことがわかった。低い評価を受けた老人福祉会館は、環境や施設領域よりは職員管理、サービスの水準、地域社会関係及び財政領域において相対的に低い点数をもらった。

①老人福祉施設評価結果

等級別 点数 評価領域	施設数(%)				備考
	不十分(D) (50点未満)	普通(C) (50点以上～ 70点未満)	良好(B) (70点以上～ 90点未満)	優秀(A) (90点以上)	
共通指標	28カ所(12.5)	130カ所(58.0)	66カ所(29.5)	—	
施設及び環境	1カ所(0.4)	13カ所(5.8)	60カ所(26.8)	150カ所(67.0)	

組織及び人材	—	24カ所(10.7)	83カ所(37.1)	117カ所(52.2)	
サービスの質	—	10カ所(4.5)	58カ所(25.9)	156カ所(69.6)	
地域社会関係 及び財政	1カ所(0.4)	16カ所(7.1)	68カ所(30.4)	139カ所(62.1)	

②社会福祉館の評価結果

等級別 点数 評価領域	施設数(%)				備考
	不十分(D) (50点未満)	普通(C) (50点以上～ 70点未満)	良好(B) (70点以上～ 90点未満)	優秀(A) (90点以上)	
組織及び施設 管理	—	20カ所(7.7)	95カ所(36.4)	146カ所(55.9)	
人的資源管理	15カ所(5.7)	60カ所(23.0)	157カ所(60.2)	29カ所(11.1)	
財政	23カ所(8.8)	71カ所(27.2)	131カ所(50.2)	36カ所(13.8)	
プログラム	7カ所(2.7)	34カ所(13.0)	172カ所(65.9)	48カ所(18.4)	
地域社会関係 及び財政	12カ所(4.6)	51カ所(19.5)	155カ所(59.4)	43カ所(16.5)	
評価チームの 総合意見	10カ所(3.8)	32カ所(12.3)	90カ所(34.5)	129カ所(49.4)	

③老人福祉会館の評価結果

等級別 点数 評価領域	施設数(%)				備考
	不十分(D) (50点未満)	普通(C) (50点以上～ 70点未満)	良好(B) (70点以上～ 90点未満)	優秀(A) (90点以上)	
共通指標	11カ所(15.3)	42カ所(58.3)	19カ所(26.4)	—	
環境及び施設	2カ所(2.8)	9カ所(12.5)	34カ所(47.2)	27カ所(37.5)	
組織及び運営	6カ所(8.3)	16カ所(22.2)	27カ所(37.5)	23カ所(31.9)	
人的資源	17カ所(23.6)	24カ所(33.3)	30カ所(41.7)	1カ所(1.4)	
サービスの質	12カ所(16.7)	15カ所(20.8)	37カ所(51.4)	8カ所(11.1)	
地域社会関係 及び財政	12カ所(16.7)	15カ所(20.8)	26カ所(36.1)	19カ所(26.4)	
評価チームの 総合所見	4カ所(5.6)	17カ所(23.6)	29カ所(40.3)	22カ所(30.6)	

4. 社会福祉施設評価の問題点及び改善策

ここまで、2005年と2006年の社会福祉施設評価に対する現況と結果を中心に検討してみた。しかし上記の評価現況と結果は、評価指標を利用して各施設に対して評価した結果物を提示しているだ

けで評価指標自体に対する問題点、評価者に対する問題、評価時期と期間の問題、評価結果及び事後の活用に対する問題点などについては提示していない。したがって、ここでは評価結果に対する問題点を含めて、評価過程上での多様な問題点に

ついて考察してみたい。

(1) 社会福祉施設評価の法改正と専門機構の設置

韓国の社会福祉施設評価は市・道単位の評価であり、評価委員の選定において評価委員の資質と適切性は全国的に大きな差を見せている。実際、評価委員に選定される市・道と密接な関連を結んでいる専門家や公務員が評価委員に選定され施設に対する普段の先入観が現場評価に悪影響を及ぼすという指摘もある。また、評価委員に選定された後も評価委員教育に参加しないまま評価過程に参加するなど多様な問題点が中央確認評価と異議申し出による再評価上でも問題点で申し立てられた。したがって評価主体の専門性と評価の質的向上、評価結果の正当性を確保するためでも現行社会福祉施設評価の制度自体上に問題点と改善策に対して綿密によく見る必要がある。

第一、社会福祉施設評価に対する明確な法的規定を置かなければならない。現行社会福祉事業法上、社会福祉施設評価は3年毎に1回の評価を受けるように規定しているが、この規定以外にも評価に対する目的と評価主体、評価基準、評価方法、評価活用など評価と関した多様な法規定を明示する必要がある。

第二、評価人力を選定する際に評価人力を教育、評価業務に対する日程及び民願受付、市・道との密接な協働関係などを遂行するための行政全擔機構設置が必要である。

現在まで社会福祉施設評価の専門機構は韓国保健社会研究員の社会福祉施設評価団によって行われてきたが、これは独立常設機構ではなく研究課題を遂行するために一時的に運営される組職である。このような特性は評価事業を遂行するにおいて該当分野の専門性と客観性を取り揃えて持続的業務を遂行することができる専担部署がないことを意味することで評価委員が選定されると言っても一回性的な教育を受けた委員によって評価が遂行されることで社会福祉施設評価の専門性と正確性、客観性において悪影響を及ぼすことができる。したがって、今後このような問題点を解決するためには長期的に社会福祉評価業務を担当することができる独立された専担部署を置く方を模索して評価委員を選定することから評価に対する指標開発、評価に対する質的な管理全般に至るまで包括的管理を行うようにしなければならない。また、評価自体の目的を果たすためには客観性と信頼性

を取り揃えた専門評価人力を取り揃えなければならない。

社会福祉施設を評価する評価人力の場合質的水準を強化しなければならない。すなわち、評価チーム間の評価結果一致程度と評価者の施設理解程度を高めて評価チームの間の偏差がないように評価指標を解釈するにおいても十分な論議と教育をしなければいけない。これは上記で提示した専門機構の設立とも密接な関連を結んでいるが現在常時専担評価人力ではなく外部の専門人材を活用している状況を勘案して見ると評価者に対する質的水準を高めるための方を備えなければならない。加えて、評価人力の社会福祉施設評価参加に対する手当で支給や評価経歴を人事考課に反映するなど評価人力が現場評価に積極的参加できるように誘導できる方を用意しなければならない。実際、本人の場合も2週間にわたって社会福祉施設評価に参加して見たところ短くない期間の間低い手当を受け筆者の教授本然の業務を遂行することができなかつたまま評価業務を遂行しなければならなかつた経験を持っている。結局評価委員に対するこのような処遇は今後評価業務に教授、公務員、実務者の参加を忌避する要素として作用されるはずなので専門評価人力を確保し積極的参加を誘導するための制度的装置用意が必要である。

(2) 評価指標それ自体の改善

社会福祉サービスは、ヒューマンサービスであるためその質を測定するのがむずかしい。すなわち、社会福祉施設の評価は社会福祉サービスの質を評価するため評価者の主観性が入りやすい定性的評価が入っている。

定性的評価指標の活用は、評価者の主観的評価に多く依存するために客観性を脅かす危険性がある¹⁾。反面、ある実務者の中には評価が数量的評価になっていると批判する人もいる。たとえば、施設ごとの評価項目の中でプログラムの運営数だけで評価することもあるからである。また、教育訓練機会の均等提供、内部教育計画、ボランティア教育などにも教育回数だけで機関の努力程度を評価する場合も見られる。そして社会福祉施設評価の指標項目の中の一部評価指標項目は項目別水準の上向修正と項目構成上の変化が必要である。また、評価の指標があまりにも理論的指標中心で評価施設別に評価の強調点や特殊な状況及び限界などを反映されなくなる現状も検討しなければならない。結局、社会福祉施設評価は信頼性において

問題があることを指摘しなければならないし客観的で各施設に当てる特性をよく反映できる指標になる必要がある。したがって今後の社会福祉施設評価指標を設定するにおいてもより信頼性あって妥当があり客観的な状況に対する結果を導出し出すことができる資料の開発と修正が必要である。

(3) 社会福祉施設評価の遂行過程側面

社会福祉施設評価は、決まった期間内に合理的で公正に行われなければならない。しかし既存の社会福祉施設評価の実施過程上に次のような問題点がある。

第一、自主評価の主観的評価を防ぐために自主評価の結果に対するデータベース（DB化）作業が先に行われなければならない。また書類偽書のような問題も出てくるかもしれないので、施設の自主評価結果と外部評価者による評価結果が異なる場合、施設の自主評価を認めないとかそれに相当する不利益を与えるなどの制度的装置が必要であろう。

第二、社会福祉施設に対する評価の実施時期に関する問題である。すなわち、評価時期は主に夏休み期間である7～8月に行われる傾向があるが、これに対して反対する意見がある。また評価委員達が現場訪問をした際、評価にかかる時間が著しく短いという指摘もある。実際、一つの施設を訪問し各領域別に評価するのに結構時間がかかる。ある場合、このような問題を解決するため、元々施設評価はブラインド評価が原則にもかかわらず最初から評価者達が談合をし、評価領域を分けて評価をした後にその結果を組み合わせるような形の評価を行うなどの問題を起こしたこともある。この場合は、何よりも評価する際に評価者個人の意見が全体の意見と見なされる危険性があるので、評価に時間をかけても評価者3人が同時に評価を行わなければならない。したがって現場評価の時間及び期間をもう少し増やす必要があり、施設が希望する時期を考慮しながらあらかじめ協議をして評価時期を決めることが望ましい。

それだけではなく、評価時期の周期問題も指摘することができる。社会福祉施設評価は3年ごとに評価を行っているが、頻繁に評価が繰り返される場合、評価が形式的なものになってしまう可能性が大きいので、評価の実施周期に関する再調整が必要である。また頻繁な評価に対応するために評価業務に時間を多く割合した場合、利用者に対するサービス内容が実質的に悪くなる可能性も大

きくなる。したがって、現行の3年評価制度よりは評価期間の周期を伸ばして、3年から5年に変更することの見直しが求められる。

(4) 社会福祉施設評価の結果活用の活性化

社会福祉施設評価の結果は、評価結果そのもので終わるのではなく、その結果をもとに具体的な情報提供が行わなければならない。

報告書に具体的に含まれなければならない具体的な情報というのは評価目的を果たすのに必要な情報で、例えば評価結果に対する活用方法と施設改善のための具体的な助言である²⁾。しかし、実際評価の結果とは上・中・下あるいは上位20%のみを公開するだけに止まり、具体的に詳細な情報まで公開してはいない。したがって、該当施設の評価結果を具体的に公開しその施設が自らの問題点を自主改善することができるようにしようとする必要がある。ひいては施設改善と問題解決のための情報提供、つまり、評価結果は施設が抱えている問題点や客観的事実を明らかにし、その原因分析を通じて改善に向けた実現可能の具体的方法を模索するに必要とされるものにならなければならない。

次に、このような評価の結果を得て、それが政策に反映される仕組みづくりを求められる。上述したように施設評価の結果に対して該当施設に知らせることはもちろん、国においても評価結果に対する後続的行政措置とともに施設改善のための努力が伴うことが望ましい。しかし国においては施設の問題点に対する指導とともに、改善のための十分な政策的支援と予算的支援が必要とされる。そうでなければ、本来評価制度のもつ主旨を歪曲し、施設側だけに変化や負担を求める非現実的で形式的な評価制度になってしまうかもしれない。

最後に、評価結果に対する信頼性を高めなければならない。すなわち評価施設に対する評価結果への信頼度が高ければ、施設側においてもその評価を実際に施設運営やサービス改善に生かそうとするだろうし、結果的にこのような一連の過程は社会福祉施設評価そのものの質的向上をもたらすだろう。

(5) 社会福祉施設の評価対象施設及び従事者の姿勢改善

社会福祉施設従事者の一部は、まるで社会福祉施設評価が施設に対して圧力を行使するための手段として受け止める場合がある。しかし、社会福

社施設評価は、施設の環境改善、従事者の専門性強化、そしてサービスの質的向上をはかるために行われることで、本来の評価がもつ目的に対する共通認識を高めていくことが求められている。社会福祉施設が専門的なサービス提供ができるためには、利用者に対する正確なニーズ把握と、これに対する専門的対処技術、サービス・プランニングの作成、積極的な実行力などが問われる。しかし既存の施設はこのような部分において非常に脆弱だったと見られる。したがって専門的サービス提供に対する優秀な人材確保とともに運営方法の見直し、施設の法人支援金増大、後援金確保などに努めなければならない。最後に、社会福祉施設評価で優秀等級を受けることができなかつた施設の場合、施設自主的な努力とともに国レベルの積極的支援が必要である。すなわち施設の場合、優秀評価施設を見学したり、施設の運営及び管理、プログラムの企画と評価、そして地域社会関係の強化方法などに対する技術的交流が必要である。

〈参考文献〉

1. ジョンソンウック・キムジンスク (2000), “精神療養施設評価に対するメタ評価的有用性の基準を中心に”, 状況と福祉第8号, pp. 131~156。
2. リセンウ (2001), “障害者福祉館の評価問題と改善法案” 2001年度下半期全国障害者福祉館職員ワークショップ資料集, pp. 19-30。
3. リセンウ・チェサンミ (2002), 社会福祉施設評価の現実と改善法案—障害者施設を中心に, 社会福祉政策 vol.15, 2002年12月, pp. 133-154。
4. イムソンオク (2003), 中央政府の社会福祉評価に対する批判的考察—メタ評価を中心に—, 政府額研究第9巻第2号 251-296。
5. 金勝権 (2004), 2003年社会福祉施設評価制度の発展過程と改善法案, 保健福祉フォーラム, 8月。
6. 保健福祉部 (2005), 2005年社会福祉施設評価細部推進計画, 福祉資源政策科 公開資料。
7. 保健福祉部 (2005), 社会福祉施設評価 (2005~2007) 推進計画, 福祉資源政策科 報道資料。
8. 保健福祉部 (2006), 2006年社会福祉施設評価細部推進計画, 社会政策企画チーム 報道資料。
9. 保健福祉部 (2006), 2005年社会福祉施設評価結果, 社会政策企画チームブリピン資料。
10. 保健福祉部 (2007), 2006年社会福祉施設評価結果, 社会政策企画チーム報道資料。
11. 保健福祉部 (2007), 社会福祉施設評価実施—児童福祉施設・障害者施設評価実施, 社会政策企画チーム 報道資料。

注

- 1) リセンウ (2001), 「障害者福祉館の評価問題と改善法案」『2001年度下半期全国障害者福祉館職員ワークショップ資料集』 pp. 19-30。
- 2) ジョンソンウック・キムジンスク (2000), 「精神療養施設評価に対するメタ評価的有用性の基準を中心に」, 『状況と福祉』第8号, pp. 131~156。